

和歌山県立田辺高等学校同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は和歌山県立田辺高等学校同窓会と称する。
- 第2条 (目的) 本会は会員相互の親睦を図るとともに、和歌山県立田辺高等学校（以下「母校」という）の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦を図る事業
 - (2) 母校を後援するための事業
- 第4条 (事務局) 本会の事務局は田辺高等学校（和歌山県田辺市学園1-71）に置く。

第2章 会員

- 第5条 (会員) 本会は次の会員で構成する。
- (1) 通常会員
 - (ア) 和歌山県立田辺中學校（旧制）に在籍した者
 - (イ) 和歌山県立田辺高等女學校に在籍した者
 - (ウ) 母校を卒業した者及び在学中の者
 - (エ) 母校在学中に他に転校した者等で常任幹事会で承認された者
 - (2) 特別会員
 - (ア) 母校現職員及び旧職員
 - (イ) 母校に特別関係ある者で常任幹事会により推薦された者

第3章 役員

- 第6条 (役員) 本会は次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 常任幹事
 - (ア) 和歌山県立田辺中學校（旧制）に在籍した者
若干名
 - (イ) 和歌山県立田辺高等女學校に在籍した者
若干名
 - (ウ) 母校を卒業した者
各期1名
 - (4) 幹事
 - (ア) 和歌山県立田辺中學校（旧制）に在籍した者
若干名
 - (イ) 和歌山県立田辺高等女學校に在籍した者
若干名
 - (ウ) 母校を卒業した者
各期若干名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 会計監査 2名
- 第7条 (役員を選出) 役員は次の通り選出する。
- (1) 会長・副会長・会計・会計監査は役員選考内規にしたがって、会員の中から選出し、常任幹事会の承認を得る。

(2) 常任幹事は会長が委嘱し、再任を妨げない。

(3) 幹事は各期等において選出し、再任を妨げない。

第8条 (役員の任期) 役員の任期は3年とする。

第9条 (役員の職務) 役員は次の職務を行う。

(1) 会長

本会を代表し会務を処理するとともに、総会及び役員会を招集し、その運営に当たる。

(2) 副会長

会長を補佐し、必要なときに会長の職務を代理する。

(3) 常任幹事

本会運営上必要な事項を企画立案し、本会の活動の中心となる。

(4) 幹事

同期会活動の中心となり、常に会員の希望・意見を本会の運営に反映させるよう努める。

(5) 会計

本会の財産を管理し、その収支を明確に記録する。

(6) 会計監査

本会の会計を監査し、常任幹事会の承認をうる。

第10条 (顧問) 本会に顧問をおくことができる。

(1) 顧問は会長が委嘱する。

(2) 顧問は会長の諮問に応じ、本会の発展に協力する。

第4章 会議

第11条 (総会) 総会は本会の最高決議機関であり、必要に応じて開催する。

第12条 (常任幹事会) 常任幹事会は本会の重要事項を審議し、総会を開催することができないときは、総会に付議すべき事項を決議することができる。

常任幹事会は会長・副会長・常任幹事・顧問をもって組織する。

第5章 会計

第13条 (経費) 本会の経費は会費・寄付金・事業収入・その他の収入でまかなう。

第14条 (会費) 本会の会費は終身会費として3,000円を母校卒業時に納付するものとする。

第6章 雑則

第15条 (年度) 本会の年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条 (支部) 本会は必要に応じ、各地区に支部をおくことができる。

附則

本会会則は、昭和56年2月16日から施行する。

役員選考内規

和歌山県立田辺高等学校同窓会（2005年11月5日改正）

第1条 本会の会長1名及び副会長3名を、下表の該当の期の常任幹事及び幹事で選考委員会を構成し、その責任において、下表の該当の期の会員の中から選考する。

第2条 会計は副会長の内1名が主管する。

第3条 会計監査2名は第1条の選考委員会において会員の中から選考する。

選考年度	2005	2008	2011	2014	2017	2020	2023
任期は次年度～	H17	H20	H23	H26	H29	H32	H35
創立年から起算	110年	113年	116年	119年	122年	125年	128年
会長1名	22期	25期	28期	31期	34期	37期	40期
副会長2名	23期	26期	29期	32期	35期	38期	41期
	24期	27期	30期	33期	36期	39期	42期
副会長1名	31期	34期	37期	40期	43期	46期	49期
	32期	35期	38期	41期	44期	47期	50期
	33期	36期	39期	42期	45期	48期	51期

（事務局の責任による付記）

2005（平成17）年度第2回拡大常任幹事会（委員総会・9月16日）において、会則及び選考内規について審議を行った。

役員選考内規において、「副会長3名の内、女性副会長1名は会長が推薦する」との規定があったが、次回選考からこの規定を削除することにした。

これは、男女区別無く会長や副会長が選考されることが当然であり、あえて規定すべきではないとの認識による。したがって、次回からも男女比に配慮した役員選考が行われる。

2014年（平成26年）度第1回拡大常任幹事会（委員総会・7月3日）において、会費返還についての審議を行った。

同窓会費は高校入学時に納入していただいているが、卒業までに転学や退学等で進路変更した場合、従来半額返金することとなっていた。

しかし、平成26年度以降は、本人の意思を確認した上で、希望される場合は全額返金することとした。